

ときがわ町シェアハウスの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ときがわ町外からの移住定住、若者の町外流出防止、ときがわ町内での起業促進及び地域の活性化を推進するため、個人が共同で協力して生活する施設として、ときがわ町シェアハウス（以下「シェアハウス」という。）を設置して管理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 シェアハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ときがわ町シェアハウス“まちななか”
- (2) 位置 ときがわ町大字玉川2458番地1

(入居者の募集方法)

第3条 町長は、入居者を公募するものとし、その方法は次に掲げるものを利用して行う。

- (1) 町広報紙
- (2) 町ホームページ
- (3) 町庁舎その他町内の適当な場所における掲示
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める方法

2 町長は、前項の公募に当っては、次の事項を示して行う。

- (1) シェアハウスの所在地、入居人数及び規模
- (2) 入居者の資格
- (3) 家賃その他賃貸条件
- (4) 入居申込みの期間、場所及び必要な書面の種類
- (5) 入居者の選定方法

(入居者の資格)

第4条 シェアハウスに入居できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) シェアハウスにおける共同生活において、お互いを尊重し協調性をもって風紀を乱すことなく生活できる者
- (2) 年齢が満18歳以上で満35歳以下の未婚で単身の者
- (3) 市町村税を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者
- (5) シェアハウス周辺の役場本庁舎から明覚駅までの商業機能の見直しや観光施設の立地などに興味がある者

(入居の申込み及び決定)

第5条 前条に規定する入居の資格を有する者で入居を希望する者は、規則の定めるところにより入居の申込書を提出する。

2 町長は、前項の規定により入居の申込書を提出した者の面談等を実施し、入居者を決定する。

3 町長は、前項の規定により入居者を決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、規則で定めるところにより通知する。

(入居補欠者)

第6条 町長は、前条の規定により入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居決定者が入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。

3 入居補欠者の順位、補欠の有効期間については規則で定める。

(入居の手続)

第7条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続を行う。

(1) 町長が適当と認める連帯保証人が連署する請書の提出

(2) 第11条に規定する敷金の納付

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続を行う。

3 町長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4 入居決定者は、第5条第3項で規定する通知による入居期間の開始日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(家賃及び家賃の変更)

第8条 シェアハウスの1人当たりの家賃は、月額25,000円とする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) シェアハウスに改良を施し家賃を変更する必要があると認めるとき。

(家賃の納付)

第9条 町長は、当該入居者の入居期間にかかる家賃を徴収する。ただし、第22条に規定する明渡しの請求を行ったときは、明渡しの請求を行った日までの間の家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明渡した場合は明渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居決定者が新たにシェアハウスに入居した場合又は入居者がシェアハウスを明渡した場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第20条に規定する手続を経ないでシェアハウスを立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促)

第10条 町長は、家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

第11条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃(家賃が変更された場合は当該家賃の額)に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 前項に規定する敷金は、入居者がシェアハウスを明渡したときに無利息でこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

(修繕費用の負担)

第12条 シェアハウスの修繕に要する費用は、町の負担とする。ただし、軽微な修繕に要する費用は、入居者の負担とする。

(入居者の費用負担義務)

第13条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) じん芥の処理に要する費用

(2) 井戸や給水施設など、シェアハウス敷地内で入居者の共同利用に供するための施設(以下「共同施設」という。)の使用及び維持管理に要する費用

(3) 町長が前各号に準ずると認めるもの

(入居者の保管義務等)

第14条 入居者は、シェアハウス又は共同施設の使用について必要な注意を払い、共同でこれを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により、シェアハウス又は共同施設が滅失、汚

損又は毀損したときは、当該入居者は、町長の指示に従い、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第15条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(長期不在)

第16条 入居者は、シェアハウスを引き続き15日以上不在とするときは、規則の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第17条 入居者は、シェアハウスを他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途の制限)

第18条 入居者は、シェアハウスを第1条の目的以外の用途に使用してはならない。

(模様替え及び増築)

第19条 入居者は、シェアハウスを模様替えし、又は増築をしてはならない。

ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときはこの限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該シェアハウスを明渡すときは入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とする。

(シェアハウスの検査及び原状回復)

第20条 入居者は、シェアハウスを明渡そうとするときは、15日前までに町長に届出なければならない。

2 入居者は、シェアハウスを明渡す場合、町長の指定する者の検査を受け、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該シェアハウスを原状回復しなければならない。

3 入居者が前条の規定によりシェアハウスの模様替えをしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(入居の期間)

第21条 入居期間は、3年までとする。ただし、入居期間を過ぎた最初の3月31日までは、入居期間を延長することができる。

(明渡請求)

第22条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当

該入居者に対し、シェアハウスの明渡しを請求することができる。

- (1) 入居期間が満了したとき。
- (2) 不正の行為によって入居したとき。
- (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (4) シェアハウス又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 正当な事由によらないで15日以上シェアハウスを使用しないとき。
- (6) 第14条から第19条までの規定に違反したとき。
- (7) 入居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長がシェアハウスの管理上必要があると認めたととき。

- 2 前項の規定によりシェアハウスの明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに当該シェアハウスを明渡ししなければならない。この場合において、入居者は、町長の定めるところにより、明渡しを請求を受けた日の翌日から明渡しの日までの家賃相当額の損害賠償金を納付しなければならない。

(立入検査)

第23条 町長は、シェアハウスの管理上必要があると認めるときは、町長の指名した者にシェアハウスの検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用しているシェアハウスに立ち入るときは、あらかじめ当該シェアハウスの入居者の承諾を得なければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。